

白石市新型コロナウイルス経済対策事業

生活応援商品券『“ワン”だふるクーポン』取扱事業者募集要項

一般社団法人 白石市観光協会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大により本市の経済と市民生活は大きな影響を受けており、この低迷する経済状況を回復させることが急務となっております。今回、市内全世帯を対象に商品券を配布することにより、消費喚起を促し事業者の経営状況改善と市民生活の回復を支援することを目的といたします。

2 商品券の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 生活応援商品券『“ワン”だふるクーポン』 |
| (2) 事業主体 | 一般社団法人 白石市観光協会 |
| (3) 利用期間 | 令和2年10月1日(木) から 令和3年1月31日(日) まで |
| (4) 発行額 | 総額 72,500,000円(予定) |
| (5) 販売価格 | 1セット5,000円(500円券×10枚)
「共通券500円」4枚(登録したすべての取扱事業者で利用可)
「専用券500円」6枚(小規模事業所等でのみ利用可) |
| (6) 配布数量 | 14,500セット(予定)(1世帯あたり1セット配布) |

3 商品券の利用制限

次に示す内容に、商品券は利用できない。

- (1) 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- (2) 不動産及び金融商品等の購入
- (3) 換金性の高いものの購入
(ビール券、図書券、切手、たばこ、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等)
- (4) 事業者間の決済等
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課等の支払い
- (6) 商品券を担保に供し、または質入れすること
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務の支払い
- (8) 商品券の再販または再利用
- (9) その他、当協会が適当でないと認めたもの

4 取扱事業者の登録資格

- (1) 白石市内に店舗または事業所等を有する事業者で、下記に該当しない者とする
 - ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる事業者
 - ③公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
 - ④役員等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

5 申請手続き

(1) 受付期間 : 令和2年8月24日(月)～9月2日(水)

上記期間内受付分については、商品券配布対象者へ配布する取扱店一覧や市ホームページに店名を掲載。なお、上記期間を過ぎてからの申請については、白石市観光協会事務局に問い合わせること。

(2) 申請方法

「生活応援商品券『“ワン”だふるクーポン』取扱事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、換金振込先の銀行口座通帳の口座名義と口座番号が記載されているページのコピーを合わせて郵送で白石市観光協会事務局に提出すること。また、複数の店舗を申し込む場合は店舗ごとに申請すること。

(3) 取扱事業所のうち、「大・中規模小売店」とは店舗面積300㎡以上の小売業を営む店舗とし、「小規模事業所等」とは店舗面積300㎡未満の小規模小売店と白石市観光協会が経営状態等から小規模小売店と同様であると判断した事業所とする。

(4) 申請後は、申請内容を確認のうえ、取扱事業者として登録する。また、9月下旬にポスターを郵送する。ポスターは消費者が見やすい場所に掲示すること。

6 商品券の取り扱い注意事項

(1) 取引において商品券の受け取りを拒んではならない。

(2) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないこと。

(3) 商品券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに白石市観光協会事務局へ連絡すること。

(4) 受け取った商品券には、裏面の所定欄に取扱事業者名を必ず記入または押印すること。

(5) 使用期限が過ぎた商品券、毀損した商品券、すでに裏面に事業者名の記入または押印がある商品券は受け取らないこと。

(6) 商品券を消費に利用せずに現金化することや、譲渡及び売買等を行わないこと。

(7) 利用者から受け取った商品券の紛失・盗難等に対する損失は、取扱事業者の責務とする。

7 商品券の換金

(1) 換金受付期間は、令和2年11月1日(木)～令和3年2月10日(水)のうち、毎月1日～10日(土日・祝日・年始休業の場合は翌営業日)の期間とする。

(2) 換金方法は、取扱事業者の指定した銀行口座への入金とする。

(3) 最終期限を過ぎてからの換金には応じない。

(4) 取扱事業者は、「使用報告書及び換金請求書」を使用済みの商品券とともに、白石市観光協会事務局に提出する。なお、裏面に取扱事業者名の記入または押印のない商品券は換金に応じない。

8 手数料

登録手数料、換金手数料ともに無料。口座振込手数料は白石市観光協会が負担する。

9 取扱事業者の登録取り消し等

本要項に反する行為を行った場合は、取扱事業者の登録を取り消し、その旨を公表する。また、違反行為により白石市及び白石市観光協会が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合がある。

【お問い合わせ先】<受付>平日 9:00～17:00

一般社団法人 白石市観光協会 事務局

(白石市 市民経済部 商工観光課 内)

住所：白石市大手町1-1

電話：0224-22-1321 Fax:0224-22-1451